

## むかわ町穂別博物館フェイスブック運用ポリシー

### 1 目的

フェイスブックをむかわ町穂別博物館（以下「穂別博物館」という。）の広報媒体として活用し、ホームページ等と連動しながら穂別博物館の事業や恐竜化石をはじめとする町内の地域資源の情報発信を目的として開設する。

### 2 用語の定義

フェイスブックに関する主な用語の定義を、次のとおり定める。

- (1) フェイスブック：インターネット上で写真や動画を不特定のインターネット利用者に公開できるフェイスブック社が提供しているサービスをいう。
- (2) アカウント：フェイスブックを設置運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) フォロー：他のユーザーの投稿を受信するよう登録することをいう。

### 3 運用主体

- (1) むかわ町穂別博物館公式フェイスブック（以下「本フェイスブック」という。）の運用主体は、穂別博物館とし、アカウント管理、パスワード管理及び投稿を行う。
- (2) アカウント名は「**HobetsuMuseum**」とする。

### 4 発信時間

原則として、穂別博物館開館時間に行うこととする。

### 5 意思決定

情報発信を行う場合は、原則として穂別博物館館長の承認を得て行う。

### 6 投稿内容

- (1) イベントの案内
- (2) 穂別博物館の取組の紹介
- (3) 恐竜化石をはじめとする町内の地域資源の紹介
- (4) 町ホームページ（穂別博物館）更新のお知らせ
- (5) 穂別博物館に関する記事など

(6) その他、町民に広くPRする必要がある内容

## 7 返信の制限

原則として返信及びフォローは行わない。

## 8 禁止事項

コメントなどの投稿内容が次に挙げる事項に該当すると判断した場合は、投稿内容の削除などをする。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 違法、または反社会的な内容
- (3) 犯罪行為を目的とする内容、犯罪行為を誘発させる内容
- (4) 政治活動、選挙運動、宗教活動またはこれらに類似する内容
- (5) 商品、店舗、会社の宣伝など商業目的の内容
- (6) むかわ町、若しくは他の第三者を誹謗・中傷または名誉もしくは信用を傷つける内容
- (7) 著作権・商標権など、第三者の権利を侵害する内容
- (8) 他者になりすます行為や虚偽、詐称を含む内容
- (9) 独断的、断定的な表現を含む内容や、ミスリーディングを誘う内容
- (10) その他、穂別博物館館長が不適切と判断した内容

## 8 運用

- (1) 町のアカウントであることを証明するため及びなりませましによる誤情報の流布を防ぐため、本フェイスブックのアカウント名を町のホームページ上に明示する。
- (2) アカウントの運用主体及び投稿内容については、本フェイスブックのプロフィール欄に明示する。
- (3) 情報は正確に記述する。
- (4) 投稿するリンク先は、本来のURL（ドメイン）が分かるよう、原則として、URL短縮サービスを使用しない。
- (5) 町が策定した本フェイスブック運用ポリシーは、町のホームページ上に掲載する。
- (6) 投稿する際は、地方公務員法をはじめとする関係法令や職員の職務、情報の取扱いに関する規定を遵守する。
- (7) 意図せずして町が発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努

める。

10 本フェイスブックに関する問い合わせ先

むかわ町穂別博物館

(メール：[hakubutukan@town.mukawa.lg.jp](mailto:hakubutukan@town.mukawa.lg.jp)電話：0145-45-3141)

附 則

この運用ポリシーは、令和2年7月20日から施行する。